

## 健康づくりに関する取組に参加して、様々な特典を受け取ろう!

北海道が行っている「北海道健康マイレージ事業」では、20歳以上の方（北海道民）を対象に、町が実施する健診、職場で実施する健診、個人で受けた健診、町が実施する『かるやかクラブ（運動教室）』への参加に応じてポイントシールが発行され、6ポイント貯まると協賛企業から様々な特典を受け取ることができます。なお、6ポイント達成者が多い場合は抽選となりますので、ご了承ください。

(例) 特定健診	2ポイント
胃がん検診	2ポイント
かるやかクラブに2回参加	2ポイント
合計	6ポイント

特典内容や詳細については、北海道のHP『北海道マイレージ事業』をご覧ください。  
参加には事前の申し込みが必要です。ただし、8月のバス健診については、当日申し込みを受け付けます。

◎問い合わせ・申し込み先 保健福祉課健康づくり係（内線 276）

## 国民健康保険制度のお知らせ～制度の見直しについて～

### ■ 70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が見直しされます。

●高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月から次のとおり見直しされます。

区 分		1カ月の自己負担限度額	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者	外来【個人単位】	44,400円	<b>57,600円</b>
	外来+入院【世帯単位】	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円(※1)	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円(※1)
一般	外来【個人単位】	12,000円	<b>14,000円(※2)</b>
	外来+入院【世帯単位】	44,400円	<b>57,600円(※3)</b>
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	外来【個人単位】	8,000円
		外来+入院【世帯単位】	24,600円
	区分Ⅰ	外来【個人単位】	8,000円
		外来+入院【世帯単位】	15,000円

※1 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。

※2 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

※3 一般区分においても多数該当（※1）が設定されます。

### ■ 70歳以上の方の入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額が見直しされます。

●療養病床に入院したときの居住費が、平成29年10月から見直しされます。

#### 【平成29年9月まで】

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき320円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき0円
指定難病患者	1日につき0円

#### 【平成29年10月から】

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	<b>1日につき370円</b>
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	<b>1日につき200円</b>
指定難病患者	1日につき0円

◎問い合わせ 保健福祉課福祉係（内線 272・273）